

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成１７年条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

（１）次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 （平成21年10月から平成23年３月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置） 5 被保険者が平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第１項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。	附 則

附 則

この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。